

# 参 考 資 料

第 1 章	本懇談会開催までの経緯	1
第 2 章	メディア環境の動向	4
第 3 章	割当て周波数帯域の検討	39
第 4 章	新たな周波数割当て方法の検討	52
第 5 章	制度の検討（参入関係）	56
第 6 章	制度の検討（事業規律）	63
第 7 章	技術方式の検討	71

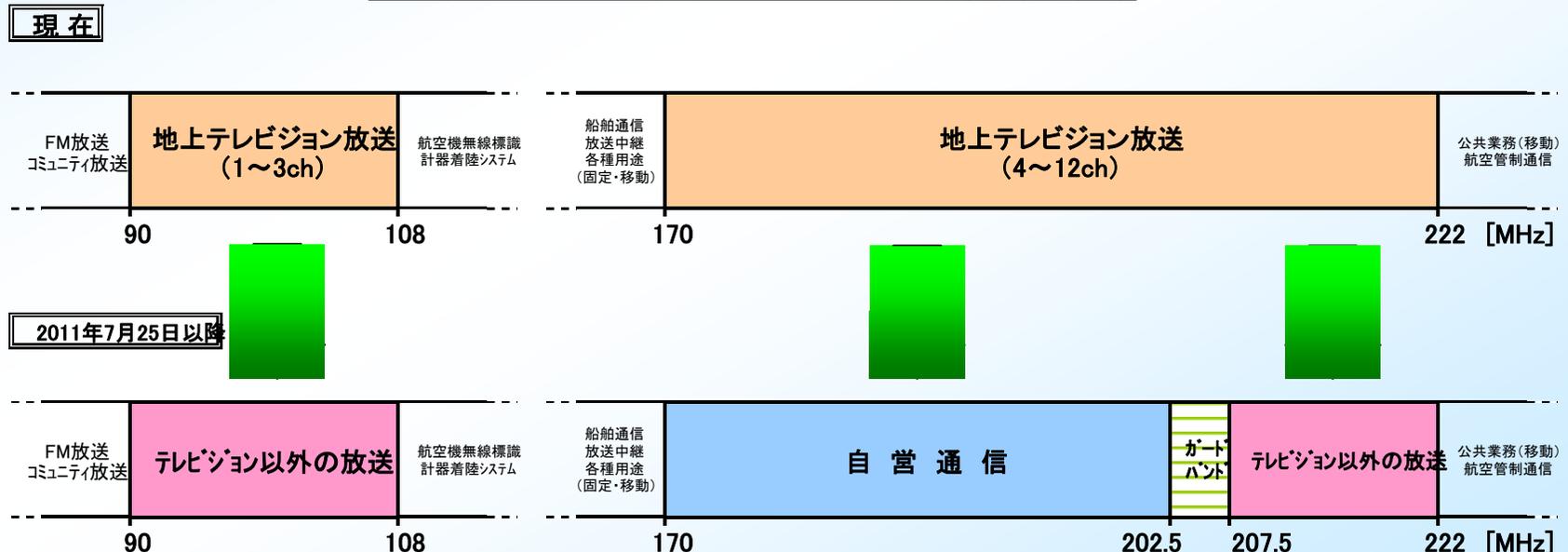
# 第1章 本懇談会開催までの経緯

---

## VHF帯の電波の有効利用のための技術的条件

- 「放送」及び「自営通信」により概ね2分の1の周波数幅を使用
- 今後、周波数利用効率の向上等のための技術開発、共同利用型システムとしての構築や無線局設置の最適化等のシステム構築上の工夫、システムの運用上の工夫等により、それぞれの帯域を有効活用
- 周波数配置及びガードバンド(GB)
  - ・ 90-108MHzは、国際分配及び多くの国において音声放送用に使用されていることをも考慮し、「放送」用
  - ・ 170-222MHzは、「自営通信」用と「放送」用、一般の視聴者を対象とする放送システムの端末の方をより小型化できるよう、「放送」を上の方、「自営通信」を下の方に配置
  - ・ 170-222MHzにおける「自営通信」と「放送」の境界領域については、GBとして5MHz幅を想定し、相互の領域における相手からの被干渉電力は環境雑音レベル程度
  - ・ 上記条件下において、それぞれ境界から最大2.5MHz幅まで使用可能

### VHF帯(90-108MHz及び170-222MHz)の周波数配置案



# 1-2 VHF帯(90~222MHz)における周波数配置

## ○ 周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号) 抄

### 第1 総則

- この計画において法第26条第2項第1号に規定する無線局の行う無線通信の様子は、無線通信規則第1条に規定される次の無線業務により表示する。  
移動業務(※)  
移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務。  
放送業務(※)  
一般公衆によって直接に受信されることを伝送の目的とする無線通信業務。  
この業務は、音響の伝送、テレビジョンの伝送又は他の型式の伝送を含むことができる。
- この計画において法第26条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ、同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。

無線局の目的	無線局の範囲
公共業務用	人命及び財産の保護、治安の維持その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設するものであること(放送事業用の無線局に該当するものを除く。)
放送用	放送を行うことを目的として開設するものであること(電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。)
一般業務用	以上のいずれにも該当しないものであること

- 無線局が割当てを受けることができる周波数は、第2に規定する周波数割当表に定めるものによる。ただし、超広帯域無線システムの無線局が割当てを受けることができる周波数は、第3に掲げるものとする。

### 第2 周波数割当表

- 周波数割当表中の各欄の示す内容は以下のとおりとする。
  - 第4欄は、国内分配(各周波数帯において、割当てを受けることができる無線局の行う無線業務)を示す。無線業務に括弧で付加された条件がある場合は、その条件の制限を受けるものとする。なお、周波数帯の上限(数値の大きい方)は当該周波数帯に含まれるが、下限(数値の小さい方)は含まれないこととする。
  - 第5欄は、第4欄に定める無線業務の範囲内において、周波数の割当てを受けることができる無線局の目的を示す。無線局の目的に括弧で付加された条件がある場合は、その条件の制限を受けるものとする。
- 第4欄に、二以上の無線業務が同次の無線業務として記載されている場合、各無線業務の記載の順序は、相対的な優先順位を示すものではない。
- 第4欄中の脚注に記載された内容は、周波数の割当ての際の制限を示す。**

第2表 27.5MHz-10000MHz

国内分配(MHz) (4)		無線局の目的 (5)
90-108	放送 J37A	放送用
108-170	(略)	(略)
170-205	放送 J37C	放送用
	移動 J58A	公共業務用 一般業務用
205-222	放送 J37A	放送用

#### 国内周波数分配の脚注

##### J37A

放送業務(テレビジョン放送に限る。)によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。

##### J37C

放送業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。

##### J58A

移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。